

答申案に対する委員の皆様からいただいたご意見等

宇佐見委員

●【意見1】

1. はじめに

(訂正前)

諮問書では、西平井・鰯ヶ崎地区及び鰯ヶ崎・思井地区区画整理事業に係る通学区域について、諮問を受けた。

(訂正後)

諮問書では、平成31年度に換地処分が予定されている西平井・鰯ヶ崎地区及び鰯ヶ崎・思井地区区画整理事業に係る通学区域の設定について、諮問を受けた。

●【意見2】

2. 審議会の会議の開催(1) ①平成31年1月8日(諮問)

(訂正前)

①西平井・鰯ヶ崎地区及び鰯ヶ崎・思井地区区画整理事業に係る通学区域について

(訂正後)

①西平井・鰯ヶ崎地区及び鰯ヶ崎・思井地区区画整理事業に係る通学区域の設定について

●【意見3】

4. 附帯意見(3) 指定学校変更について

許可する時限を答申書のなかに盛り込む必要がないか？

(訂正前)

①字変更に伴い、通学区域が変更となる区域について、指定学校変更を許可するように柔軟な対応を図ること。

(訂正後(案1))

①字変更に伴い、通学区域が変更となる区域について、指定学校変更を許可するように柔軟な対応を図ること。

なお、柔軟な対応を図る時期及びその期限について今後の児童生徒数を注視し、可能な限り児童・生徒の学校生活に支障の無いよう検討を進めること。

裏面あり

(訂正後(案2))

①字変更に伴い、通学区域が変更となる区域について、指定学校変更を許可するように柔軟な対応を図ること。

なお、柔軟な対応を図る時期及びその期限については、字変更の時に、既に住民登録されている方は、基本的に許可する方向とし、通学区域変更後に、転入される者は、その限りではなく、通常の「指定校変更許可基準」に準じて判断とすること。

以 上